

町県民税申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告受付及び相談

2月16日（月）～2月27日（金）〈土・日・祝日を除く〉	
●受付時間 午前の部 午前9時～正午／午後の部 午後1時～午後4時	※午前・午後とも混雑の状況により、早めに案内を終了する場合があります。 ※税理士による無料相談は午前9時30分開始です。
●会場 扶桑町中央公民館 2階 講堂	

※扶桑町中央公民館の入場には整理券が必要です。

※当会場は、当日整理券の他にインターネットによる事前予約を行います。

※申告書作成コーナー（個別相談）、税理士による無料相談の整理券は、当日の午前8時30分より中央公民館で配布します。

※当会場は、譲渡所得（不動産・株式等）の確定申告、1年目の住宅借入金特別控除を含む確定申告、贈与税、令和6年分以前の所得税申告及び相続税申告は対応していません（土地・建物及び株式等の譲渡並びに贈与について申告をされる方は小牧勤労センターで2月16日（月）～3月16日（月）に受付及び相談をいたします。小牧勤労センターは平日の開設ですが、3月1日（日）限り開設します。詳しくは裏面の「確定申告のお知らせ」をご覧ください。）。

・所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告及び納期限は、3月16日（月）です。

・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告及び納期限は、3月31日（火）です。

★当日お持ちいただくもの

- ①手続に必要なもの マイナンバー及び身元確認書類、振込先の口座（還付の場合）
- ②収入がわかるもの 紹介所得の源泉徴収票（原本）、公的年金等の源泉徴収票（原本）など
- ③控除がわかるもの 社会保険料の支払金額を証する書類、生命保険料・地震保険料控除に関する証明書、障害者手帳など
- ④利用者識別番号がわかるもの ※過去に中央公民館等で申告された方

※スマートフォンで申告する方は以下のパスワードが必要です。事前に確認のうえ、ご来場ください。

・署名用電子証明書（英数字6桁～16桁）

・利用者証明用電子証明書（数字4桁）

※電子証明書の有効期限はマイナンバーカード発行から5回目の誕生日、または電子証明書の更新を行っている方はマイナンバーカードの有効期限となります。電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

◆医療費控除を受ける方（当日お持ちいただくもののほかに）

①医療費控除の明細書 ※裏面（国税庁ホームページでも作成できます。）

令和2年分の確定申告から、医療費等の領収書の添付又は提示では医療費控除の申告ができなくなりました。医療費控除を申告する場合は「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

なお領収書は税務署から提示又は提出を求められることがありますので、5年間は保管してください。

※セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしていただくか、役場税務課にてお渡ししています。

◆寄附金控除を受ける方（当日お持ちいただくもののほかに）

①寄附金の支払いを証する領収書、または寄附金控除に関する証明書

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された方でふるさと納税先が6団体以上ある方や医療費控除等で確定申告をする方は、ふるさと納税に係る寄附金についても併せて確定申告をする必要があります。

★申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書、町県民税申告書の提出についてはマイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認（番号及び身元確認）書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

問合せ先 扶桑町役場 税務課町民税グループ TEL 0587-92-4108（ダイヤルイン）

広報ふそう1月号・2月号をあわせてご覧ください。

令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目
が記載されたものといいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補填される額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

医療費の合計 A (⑦+⑧) 円 B (⑨+⑩) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額 ([A] - [B])	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
□ × 0.05	(赤字のときは0円)	
□と10万円のいいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 ([C] - [F])	(最高200万円、赤字のときは0円)	

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・ 退職所得及び山林所得がある場合 ・・・ その所得金額
 - ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合 ・・・ その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記します。

→ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。